

平成21年度 商標出願動向調査報告書

一企業における商標出願・管理戦略と 不使用商標の状況調査一 (要約版)

<目次>

第1章	調査の概要	1
第2章	出願上位企業の商標と出願・管理戦略	5
第3章	不使用取消審判と不使用商標の状況	10
第4章	企業の商標出願・管理戦略と不使用商標	17
第5章	倒産企業が名目上の権利者となっている商標の登録状況	20
第6章	総合分析	25

平成22年3月

特許庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03-3581-1101（内線2155）

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

企業においては、国際的な取引の増大や経済活動のグローバル化の進展、経済の発展・経営の多角化の進展等に伴い、商品の差別化、ブランドイメージの確立といったブランド戦略を国内外問わず積極的に展開している。

ブランド戦略において重要な役割を担う商標には、その企業の営業標識として活用する企業ブランド商標、個別の商品・役務に付される商標等があり、それぞれ商標出願戦略が行われている。

他方、2009年3月に取りまとめられた「第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について」（知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化専門調査会 コンテンツ・日本ブランド専門調査会）では「使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっている」、また、「倒産した企業等が名目上の権利者となっている不使用商標により後願の商標出願が拒絶される問題」があるとされており、不使用商標が商標出願・管理戦略に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

そこで、本調査では、企業における商標出願・管理戦略と不使用商標の状況について事例収集、分析を行い、不使用商標の削減、商標の円滑な取得のために考えられる適正な商標出願・管理の在り方について、提案を行う。

これらの状況を把握することは、特許庁における制度の見直し、施策の企画立案のための基礎資料を整備する上で必要とされる。また、企業活動等においても、商標出願・管理戦略、ブランド戦略の策定を支援する際の有益な情報となり得るものである。

第2節 調査の分析方法

1. 調査内容

- (1) ブランド戦略を積極的に行っていると考えられる出願上位企業の商標の使用・不使用の状況を分析し、各企業の出願・管理戦略を予測してとりまとめる。
- (2) 不使用取消審判の請求状況、不使用取消審判請求により取り消された商標の状況について情報を収集し、調査・分析する。
- (3) 商標出願・管理戦略と不使用商標の発生原因・時期などの関係について調査を行う。
- (4) 倒産企業等が名目上の権利者となっている商標の出願・登録状況について、調査を行い、これらの商標権が新たな商標選択の幅を狭めている可能性がどの程度あるのか推計する。
- (5) 上記の調査・分析結果を総合的に踏まえ、不使用商標が企業の商標出願・管理戦略に与える影響について総合的に分析する。また、不使用商標の削減、商標の円滑な取得のために考えられる適正な商標出願・管理の在り方について、提案を行う。

2. 出願上位企業の商標と出願・管理戦略

ブランド戦略を積極的に行っていると考えられる出願上位企業の出願・登録商標について特許電子図書館（IPDL の出願・登録情報）等のデータ調査及び出願上位企業のホームページ調査により商標の種類（企業ブランド、個別商品・役務ブランド等）、指定商品・役務の指定等の状況、多区分制度の利用状況及び商標のインターネットでの確認調査の結果等の情報収集を行った。

（1）出願上位企業の選定方法

出願上位企業は、「化学」、「機械」、「食品」、「雑貨繊維」、「産業役務」、「一般役務」の審査分野に対し、2008年の国内出願件数の多い企業を10社ずつ選定し、合計60社を調査対象企業とした。

審査分野に対し国内出願件数の多い企業を抽出した際に、複数の審査分野において、同一の企業が候補として抽出された場合には、出願件数の多い分野を優先して選定を行った。

他方、選択しなかった審査分野においては、出願件数が11位以降の企業を繰り上げる等の方法で次の候補となる企業の選定を行った。

（2）調査対象となる商標の選定方法

出願上位企業の各社が保有する出願・登録商標の中から調査対象となる商標をサンプルデータとして抽出し、その商標について情報収集・分析を行った。

サンプルデータの抽出方法は、選定された出願上位企業各社に対して、出願上位企業が保有する商標の中から、1991年～2008年の登録商標について、各年5件ずつ無作為に抽出し、登録商標として合計90件を抽出した。また、2008年～2009年の出願商標について、10件を無作為に抽出し、出願上位企業各社に対して合計100件のサンプルデータの抽出を行った。

（3）出願上位企業の再選定

サンプルデータの抽出時において、登録保有件数がサンプル数（90件）に満たない企業については、出願上位企業の候補の対象外とし、その代わりとなる企業の再選定を行った。

再選定にあたっては、2008年出願上位11位～20位まで（一般役務分野については50位まで）の企業から、登録商標保有数の多い順に10社に足りない部分を補填した。

（4）商標のインターネットでの確認調査の方法

サンプルデータとして抽出された商標がインターネット上で確認できるかどうかの調査を行った。

調査にあたっては、商標の権利者である企業のホームページ内の情報を調査するとともに、インターネット検索エンジンを利用し、商標を検索条件として検索を行い、結果としてピックアップされた情報から、その情報が当該企業のものかどうかを判断し、その商標がどのような商品に使用されているかについての調査を行ったうえで、商標の指定商品・役務の類似群コードの範囲内の商品・役務について使用されているものが確認できたか否かの調査を行った。

調査結果は、①全く使用が確認できなかったもの、②当該商標権に付与されている類似

群コードのうち、1つの類似群コードについてのみ使用が確認できたもの、③当該商標権に付与されている類似群コードのうち、全てではないが、2以上の類似群コードについて使用が確認できたもの、④当該商標権に付与されている類似群コードのうち、全ての類似群コードについて使用が確認できたもの、に分類を行った。

3. 不使用取消審判と不使用商標の状況

不使用取消審判は他人が不使用商標を取り消す唯一の手段であり、出願後に商標法4条1項11号(先願に係る他人の登録商標)の拒絶理由で他人の商標が引用された場合に、それを解消する手段として利用されることが多い。

2006年1月1日から2008年12月31日までの不使用取消審判の基本情報及び特許電子図書館(IPDLの出願・登録情報、経過情報)等を用いて不使用取消審判の請求状況、不使用取消審判の対象となり、請求が認められた不使用商標の状況について調査・分析を行った。

(1) 不使用取消審判の基本情報(特許庁貸与データ)

2006年1月1日から2008年12月31日までに請求された不使用取消審判の基本情報であり、審判番号、審判請求日、請求人、被請求人、国籍等の情報からなる。

(2) 取消対象となった商標の情報等の追加情報(特許電子図書館及び整理標準化データ)

基本情報に記載されている審判番号から取消対象となった商標の情報等を特許電子図書館及び整理標準化データから取得した。

取得した情報は、取消対象となった商標の出願・登録日付、態様、指定商品・役務情報、商品及び役務の区分、審判の予告登録日、審決確定日、被請求人の答弁の有無等である。

4. 企業の商標出願・管理戦略と不使用商標

出願上位企業の商標出願・管理戦略と不使用商標の状況について具体的に把握するため、出願上位企業へのヒアリング調査を実施した。

(1) 調査対象

出願上位企業の商標と出願・管理戦略の調査において選定された60社の中から、「化学」、「機械」、「食品」、「雑貨繊維」、「産業役務」、「一般役務」の審査分野ごとに5社ずつ選定し、合計30社をヒアリング調査対象企業とした。

ヒアリング調査対象企業の選定にあたっては、各審査分野において事業分野に偏りのないように考慮して選定するようにし、5社に足りない部分については、データ分析で特徴的な傾向を示す企業を優先して選定するようにした。

(2) 実施状況

ヒアリング調査は平成21年11月17日(火)から12月7日(月)の期間で、対象企業を訪問して調査を行った。

5. 倒産企業が名目上の権利者となっている商標の登録状況

倒産企業の商標権は、倒産時から3年以上使用されていない場合、不使用商標になる可能性がある。そこで、2006年に倒産した企業の状況及びそれらの企業が保有する商標権がどの程度存在するのかについて調査を行い、その結果を利用して2006年の倒産企業の商標権が新たな商標選択の幅を狭めている可能性がどの程度あるのかについて調査・分析を行った。

(1) 倒産企業のデータ

株式会社東京商工リサーチが保有する、2006年の倒産企業13,244社のデータ(倒産日、企業名、倒産の形態(再建目的、清算目的のタイプ)、企業規模(資本金、従業員数)、業種)をもとに倒産企業の整理を行った。

(2) 倒産タイプ

上記の倒産企業のデータに収録されている倒産の形態は、倒産コードとして、「取引停止処分」、「会社更生法」、「破産」、「私的整理」、「特別清算」、「民事再生法」に分類されている。

本調査においては、倒産の形態を「再建目的」、「清算目的」に分類して分析を行うために、以下のように倒産コードを「再建目的」、「清算目的」、「その他」に分類している。

再建目的	：	民事再生法、会社更生法、私的整理
清算目的	：	破産、特別清算
その他	：	取引停止処分

(3) 産業分野と業種

上記の倒産企業のデータに収録されている倒産企業の業種は、「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」に基づいて分類されている。

本調査においては、これらの業種を「化学」、「機械」、「食品」、「雑貨繊維」、「産業役務」、「一般役務」の6分野に分類して分析を行った。

6. 表記方法に関する留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

(1) 「分野」とは原則として特許庁の審査体制に合わせて分類した6分野を表す。ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」(第1類～第45類、以下「ニース国際分類」という。)を、次のように分類している。

「化学」：1～5類、「機械」：6～13、19類、「雑貨繊維」：14～18、20～28、34類、
「食品」：29～33類、「産業役務」：35～40類、「一般役務」：41～45類

(2) 「類似群」とは「類似商品・役務審査基準〔国際分類第9版対応〕」(特許庁商標課編)において、商品・役務(群)に付された共通の記号(類似群コード)を意味する。

第2章 出願上位企業の商標と出願・管理戦略

ブランド戦略を積極的に行っていると考えられる出願上位企業 60 社の保有する出願・登録商標の情報を収集し、商標の種類（企業ブランド、個別商品・役務ブランド等）、指定商品・役務の指定等の状況、多区分制度の利用状況及び商標のインターネットによる確認調査の結果等から各企業の出願・管理戦略を業種毎に予測する。

インターネットによる確認調査結果は

- ①全く使用が確認できなかったもの
- ②当該商標権に付与されている類似群コードのうち、1つの類似群コードについてのみ使用が確認できたもの
- ③当該商標権に付与されている類似群コードのうち、全てではないが、2以上の類似群コードについて使用が確認できたもの
- ④当該商標権に付与されている類似群コードのうち、全ての類似群コードについて使用が確認できたもの

に分類を行った。

第1節 化学分野

化学分野は、国際分類第1類から第5類に属する商品が含まれる分野である。

1. 出願・登録区分について

第3類、第5類への出願・登録が中心となっているが、その他に第21類、第30類などへの出願・登録が多く行われている。薬品を主商品として取扱う業種では、第8類、第9類、第10類、第16類、第19類への出願・登録も見受けられるが、これらは書換登録により旧区分（昭和34年法における第1類）から移行したものであることが分かった。

2. 多区分出願制度の利用について

書換登録による多区分登録への移行というケース以外には、単区分への出願・登録が主となっている。あるコンセプトのもとに販売・提供される商品・役務群に対して共通して使用される商標や企業ブランドでは、関連する区分あるいは全区分に亘って出願・登録が行われている。

3. 指定商品・役務について

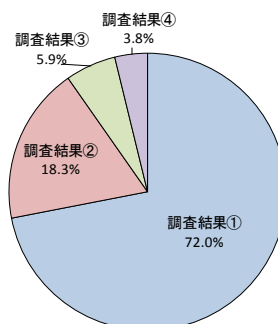
大半は類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務表示が使用されており、中心となる商品・役務とその業種において一緒に使用されることが一般的である商品・役務表示が記載されている。同一区分に属する商品・役務表示を全て列挙し、広い権利範囲を取得するといった傾向はない。

4. 使用確認調査の結果（図 2-1）

インターネットによる使用確認調査の結果として、全体の 72.0%の商標について使用確認を行うことができなかった。

また、使用確認ができた商標は全体の 28.0%であるが、その中でも、その商標が持つ類似群コード全ての範囲で使用が確認できたものは全体の 3.8%であった。

図 2-1 インターネットによる商標の使用確認調査（化学分野）



第 2 節 機械分野

機械分野は、国際分類第 6 類から第 13 類及び第 19 類に属する商品が含まれる分野である。

1. 出願・登録区分について

第 9 類を中心として、第 7 類から第 12 類への出願・登録が中心となっており、それに次いで第 21 類、第 17 類、第 42 類、第 35 類への出願・登録が行われている。

2. 多区分出願制度の利用について

全類を指定しているような出願・登録は特に見受けられない。個別商品・役務ブランドであるペットネームに関しては、各企業とも、多区分での出願・登録が多くなっている。

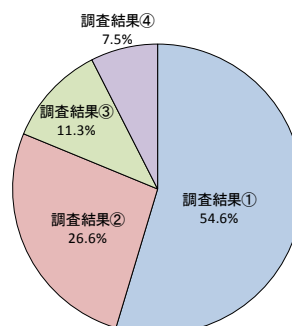
3. 指定商品・役務について

大半は類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務表示が多く使用されているが、一部には類似商品・役務審査基準に記載されていない商品・役務を記載しているものも多く見受けられた。これらは、実質同じ内容で語順等が相違するにすぎないものや、より具体的に材料等や形状、用途、産地等の修飾語の記載によるものが多い。

4. 使用確認調査の結果（図 2-2）

インターネットによる使用確認調査の結果として、全体の 54.6%の商標について使用確認を行うことができなかった。また、使用確認ができた商標は全体の 45.4%であるが、その中でも、その商標が持つ類似群コード全ての範囲で使用が確認できたものは全体の 7.5%であった。

図 2-2 インターネットによる商標の使用確認調査（機械分野）



第3節 食品分野

食品分野は、国際分類第29類から第33類に属する商品が含まれる分野である。

1. 出願・登録区分について

第29類と第30類への出願・登録が多く、第31類と第32類も含めてまんべんなく出願・登録されており、第33類の酒類は企業が限定されている。その他に、第5類、第1類への出願・登録が行われている。

2. 多区分出願制度の利用について

書換登録による多区分登録への移行というケース以外には、単区分への出願・登録が主となっている。企業ブランドでは、関連する区分あるいは全区分に亘って出願・登録が行われている。

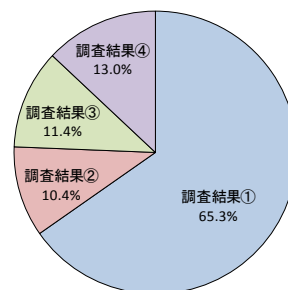
3. 指定商品・役務について

大半は類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務名が使用されており、中心となる商品・役務とその業種において一緒に使用されることが一般的である商品・役務表示が記載されている。同一区分に属する商品・役務を広く包含し権利範囲を取得するといった傾向は、一部、サービスマークや食品以外の商品に見られる。

4. 使用確認調査の結果（図2-3）

インターネットによる使用確認調査の結果として、全体の65.3%の商標について使用確認を行うことができなかった。また、使用確認ができた商標は全体の34.8%であるが、その中でも、その商標が持つ類似群コード全ての範囲で使用が確認できたものは全体の13.0%であった。

図2-3 インターネットによる商標の使用確認調査（食品分野）



第4節 雑貨繊維分野

雑貨繊維分野は、国際分類第14類から第18類、第20類から第28類及び第34類に属する商品が含まれる分野である。

1. 出願・登録区分について

第24類及び第25類を中心とするもの、第28類を中心とするもの、第16類を中心とするものの出願・登録で構成され、その他、各企業の業務内容の拡張の仕方により第14類、第9類または第41類への出願・登録が行われている。

2. 多区分出願制度の利用について

全類を指定しているような出願・登録は特に見受けられない。個別商品・役務ブランドであるペットネームに関しては、各企業とも、多区分での出願・登録が多くなっており、

主となる取扱商品・役務が属する区分と同時にその業種において一緒に取扱うことが一般的であるような区分を指定しているケースが多く見受けられた。

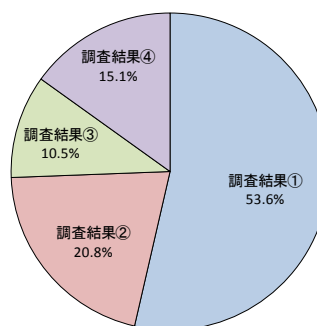
3. 指定商品・役務について

大半は類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務名が多く使用されているが、アパレル企業、ゲーム機、ハード・ソフトを取扱う企業、出版を取扱う企業の3企業については、類似商品・役務審査基準に記載されていない商品・役務を記載しているものも多く見受けられた。逆に、玩具、スポーツ用品、釣り具を主商品として取扱う企業の中のスポーツ用品、釣り具を取扱う企業においては、ほとんどが類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務表示を使用していることが分かった。

4. 使用確認調査の結果（図 2-4）

インターネットによる使用確認調査の結果として、全体の 53.6%の商標について使用確認を行うことができなかった。また、使用確認ができた商標は全体の 46.4%であるが、その中でも、その商標が持つ類似群コード全ての範囲で使用が確認できたものは全体の 15.1%であった。

図 2-4 インターネットによる商標の使用確認調査（雑貨繊維分野）



第5節 産業役務分野

産業役務分野は、国際分類第 35 類から第 40 類に属する商品が含まれる分野である。

1. 出願・登録区分について

主となる役務が対象となる第 35 類から第 40 類への出願・登録が多く見られるが、各企業が提供する役務に関係する商品が属する区分への出願・登録も多く行われている。

2. 多区分出願制度の利用について

書換登録による多区分登録への移行というケースは、商品の区分に出願・登録されていたものであり、役務区分への出願・登録が主となっており、商品区分への出願・登録があまり行われていない業種においては、該当するケースはほとんど見受けられない。ペットネームに関しては、主となる取扱商品・役務が属する区分と同時にその業種において一緒に取扱うことが一般的であるような区分を指定しているケースが多く見受けられた。

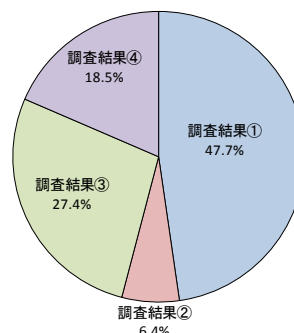
3. 指定商品・役務について

大半は類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務表示あるいは類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務表示に加えて一部に類似商品・役務審査基準に記載されていない商品・役務を記載しているものとなっている。しかしながら、全体の約 1 割の区分に記載されている商品・役務において、類似商品・役務審査基準に記載されていない商品・役務が記載されていることが分かった。

4. 使用確認調査の結果（図 2-5）

インターネットによる使用確認調査の結果として、全体の 47.7%の商標について使用確認を行うことができなかった。また、使用確認ができた商標は全体の 52.3%であるが、その中でも、その商標が持つ類似群コード全ての範囲で使用が確認できたものは全体の 18.5%であった。

図 2-5 インターネットによる商標の使用確認調査（産業役務分野）



第 6 節 一般役務分野

一般役務分野は、国際分類第 41 類から第 45 類に属する商品が含まれる分野である。

1. 出願・登録区分について

主となる役務が対象となる第 41 類から第 45 類への出願・登録だけでなく、第 35 類から第 40 類への出願・登録も数多く行われている。更に、各企業が提供する役務に関する商品や主商品として取り扱う商品が属する区分への出願・登録も多く行われている。

2. 多区分出願制度の利用について

書換登録による多区分登録への移行というケースが数多く見受けられた。ペットネームに関しては、主となる取扱商品・役務が属する区分と同時にその業種において一緒に取扱うことが一般的であるような区分を指定しているケースが多く見受けられた。

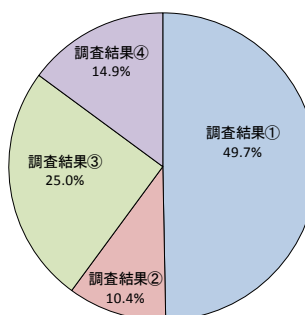
3. 指定商品・役務について

権利範囲として指定されている商品・役務は、携帯電話事業、ネットワークシステムサービス、コンサルティングを主業務として行っている企業以外では、大半は類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務表示あるいは類似商品・役務審査基準に記載されている商品・役務表示に加えて一部に類似商品・役務審査基準に記載されていない商品・役務を記載しているものとなっている。

4. 使用確認調査の結果（図 2-6）

インターネットによる使用確認調査の結果として、全体の 49.7%の商標について使用確認を行うことができなかった。また、使用確認ができた商標は全体の 50.3%であるが、その中でも、その商標が持つ類似群コード全ての範囲で使用が確認できたものは全体の 14.9%であった。

図 2-6 インターネットによる商標の使用確認調査（一般役務分野）



第3章 不使用取消審判と不使用商標の状況

第3章では、2006年1月1日から2008年12月31日までの不使用取消審判の請求状況及び不使用取消審判の請求対象となり、請求が認められた不使用商標の状況について情報を収集し、調査・分析を行った。

第1節 不使用取消審判の請求状況

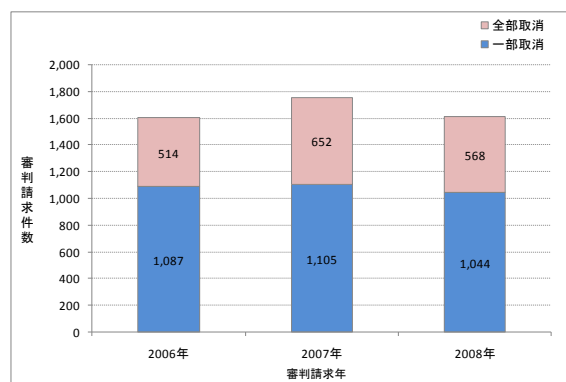
2006年1月1日から2008年12月31日までの3年間に請求された不使用取消審判の件数は4,970件存在する。

1. 審判請求件数の推移

2006年1月1日から2008年12月31日までに請求された不使用取消審判の請求件数の審判請求年による経年推移を図3-1に示す。

不使用取消審判の請求件数は、2006年に1,601件、2007年に1,757件、2008年に1,612件と2007年に若干、請求件数が増加したものの、ほぼ同数の不使用取消審判の請求が行われていることが分かる。

図3-1 不使用取消審判の請求件数の推移



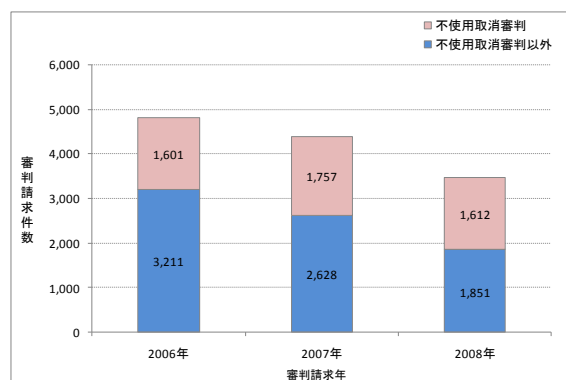
2. 商標審判における不使用取消審判の請求割合

2006年1月1日から2008年12月31日までに請求された商標審判における不使用取消審判とそれ以外の審判の請求件数の経年推移を図3-2に示す。

商標審判の請求件数は、2006年に4,812件、2007年に4,385件、2008年に3,463件と減少傾向を示している。

一方、不使用取消審判の請求件数は、2006年に1,601件、2007年に1,757件、2008年に1,612件と2007年に若干、請求件数が増加したものの、ほぼ同数の不使用取消審判の請求が行われている。

図3-2 商標審判における不使用取消審判とそれ以外の審判の請求件数の推移



3. 不使用取消審判の請求が認められる率

(1) 全部取消の場合

不使用取消審判の種別が全部取消の場合の審判請求の成立／不成立の件数の推移及びその割合の推移を図 3-3、図 3-4 に示す。

図 3-3 審判種別が全部取消の
請求成立／不成立の件数の推移

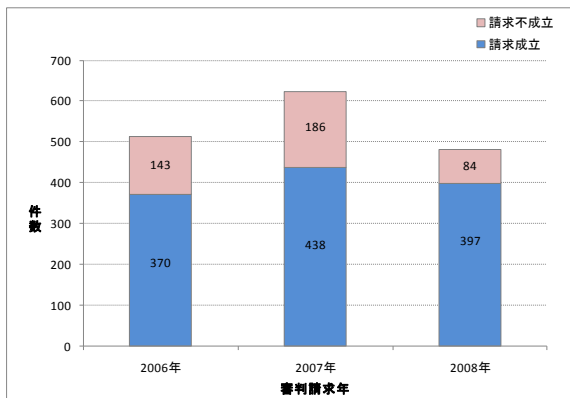
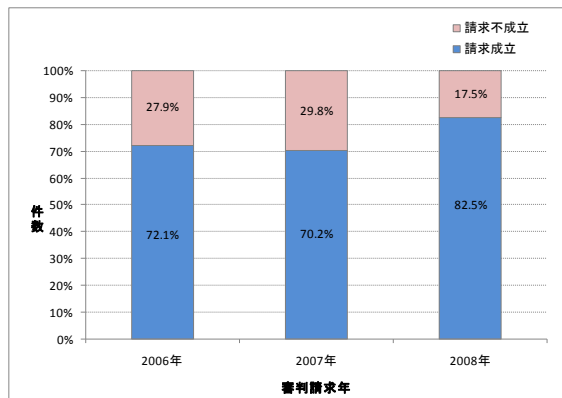


図 3-4 審判種別が全部取消の
請求成立／不成立の割合の推移



不使用取消審判の種別が全部取消の場合の審判請求の成立の割合は、2006 年は 72.1%、2007 年は 70.2%と同程度の割合で推移しており、約 70%の割合で審判請求が成立していることが分かる。

(2) 一部取消の場合

不使用取消審判の種別が一部取消の場合の審判請求の成立／不成立の件数の推移及びその割合の推移を図 3-5、図 3-6 に示す。

図 3-5 審判種別が一部取消の
請求成立／不成立の件数の推移

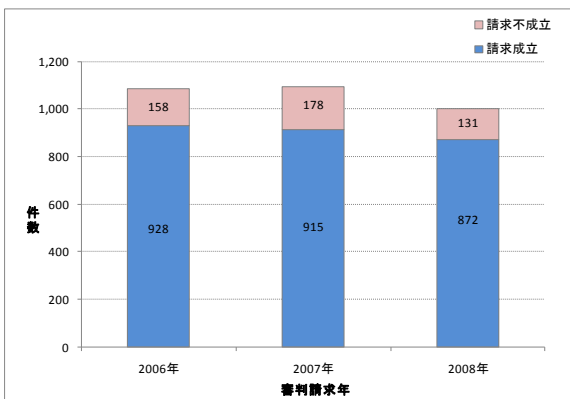
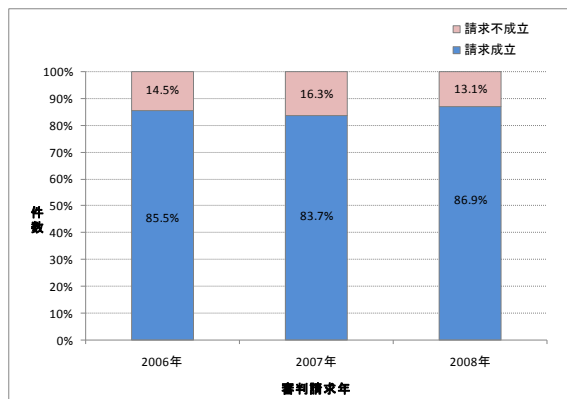


図 3-6 審判種別が一部取消の
請求成立／不成立の割合の推移



不使用取消審判の種別が一部取消の場合の審判請求の成立の割合は、2006 年は 85.5%、2007 年は 83.7%と同程度の割合で推移しており、約 85%の割合で審判請求が成立していることが分かる。

4. 不使用取消審判の請求人の属性

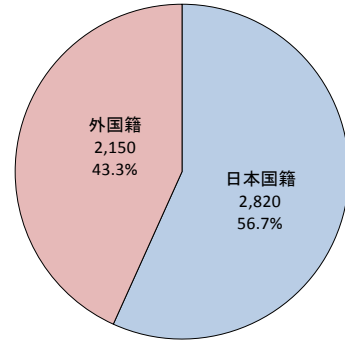
(1) 不使用取消審判の請求人の国籍別割合

2006年1月1日から2008年12月31日までの不使用取消審判の請求における請求人の日本国籍／外国籍の割合を図3-7に示す。

日本国籍の請求人による不使用取消審判の請求は2,820件あり、全体の56.7%を占めており、外国籍の請求人による不使用取消審判の請求は2,150件あり、全体の43.3%を占めている。

特許行政年次報告書2009年版によると、2008年の総出願に占める外国人出願の割合は19.7%となっており、外国籍の請求人による不使用取消審判の請求割合である43.3%という数字は、かなり高い数値であることが分かる。

図3-7 不使用取消審判の請求人の日本国籍／外国籍の割合

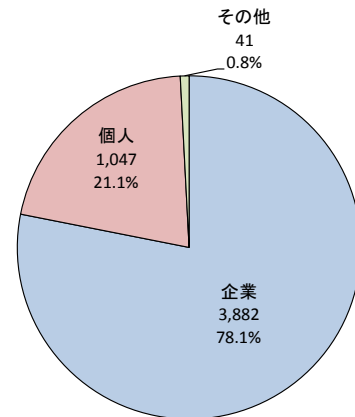


(2) 不使用取消審判の請求人属性

2006年1月1日から2008年12月31日に請求された不使用取消審判の請求人の属性別の件数とその割合を図3-8に示す。

不使用取消審判の請求人が企業となっているものが3,882件(78.1%)であり、個人となっているものが1,047件(21.1%)であった。

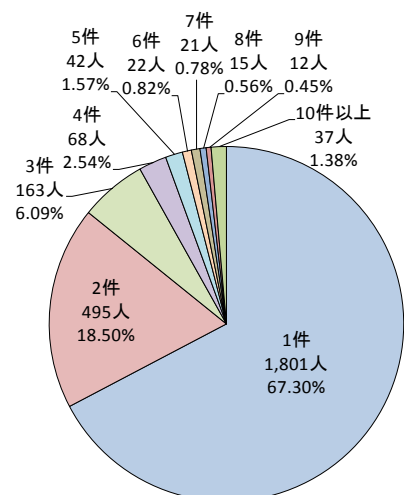
図3-8 不使用取消審判の請求人の属性の割合



(3) 不使用取消審判の請求人の請求件数

2006年1月1日から2008年12月31日に請求された不使用取消審判の請求件数による請求人の分布を図3-9示す。

図3-9 不使用取消審判の請求件数による請求人の分布



5. 不使用取消審判の被請求人の属性

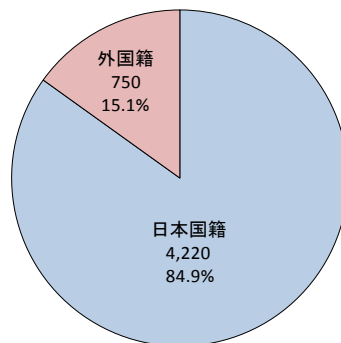
(1) 不使用取消審判の被請求人の国籍別割合

2006年1月1日から2008年12月31日までの不使用取消審判の請求における被請求人の日本国籍／外国籍の割合を図3-10に示す。

被請求人が日本国籍となっている不使用取消審判の請求は4,220件あり、全体の84.9%を占めている。一方、被請求人が外国籍となっている不使用取消審判の請求は750件あり、全体の15.1%を占めている。

特許行政年次報告書2002年版～2005年版によると2001年～2005年の総登録件数に占める外国人登録の割合は10.5%～14.1%となっており、不使用取消審判において被請求人となっている割合とほぼ符合している。

図3-10 不使用取消審判の被請求人の日本国籍／外国籍の割合

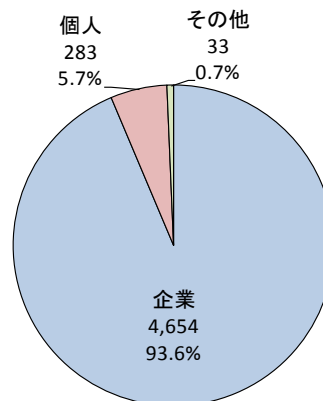


(2) 不使用取消審判の被請求人属性

2006年1月1日から2008年12月31日に請求された不使用取消審判における被請求人の属性別の件数とその割合を図3-11に示す。

不使用取消審判の被請求人が企業となっているものが4,654件(93.6%)であり、個人となっているものが283件(5.7%)であった。

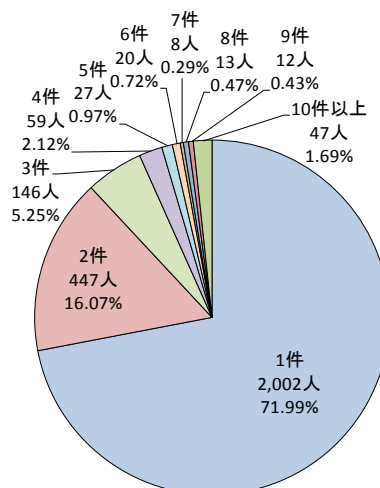
図3-11 不使用取消審判の被請求人の属性の割合



(3) 不使用取消審判の被請求人の請求件数

2006年1月1日から2008年12月31日に請求された不使用取消審判の被請求件数による被請求人の分布を図3-12示す。

図3-12 不使用取消審判の請求件数による被請求人の分布



第2節 請求により取り消された商標の状況

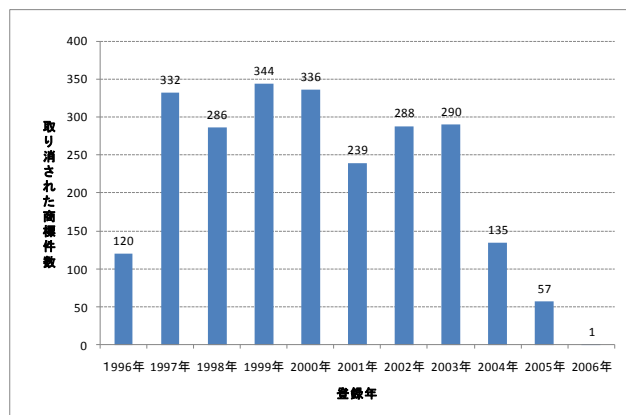
2006年1月1日から2008年12月31日までの3年間に請求された不使用取消審判のうち、請求が認められたものは、3,849件存在する。(2009年9月14日現在)

1. 請求により取り消された商標の登録時期

2006年1月1日から2008年12月31日までに請求された不使用取消審判のうち、請求が認められ、取り消された商標の登録時期の1996年以降の分布状況を詳細に示したものを図3-13に示す。

2006年1月1日から2008年12月31日までに請求された不使用取消審判のうち、1996年以降の取り消された商標の登録時期の分布状況を各年毎に見てみると1999年の344件、2000年の336件を中心に1997年から2003年に集中しており、本調査の対象となっている不使用取消審判の請求年から3年から11年前に登録された商標ということになる。

図3-13 請求により取り消された商標の登録時期の分布(1996年以降)



2. 審判請求日及び予告登録日から審決確定日までの期間

請求が成立した不使用取消審判の審判請求日から審決確定日までの期間の分布状況を図3-14に示し、また、請求が成立した不使用取消審判の予告登録日から審決確定日までの期間の分布状況を図3-15に示す。

審判請求日及び予告登録日から審決確定日までの期間が1年未満のものが、審判請求日から審決確定日までの期間では3,574件(92.86%)、予告登録日から審決確定日までの期間では3,619件(94.02%)となっており、大半が1年未満となっていることが分かる。

図3-14 審判請求日から審決確定日までの期間の分布

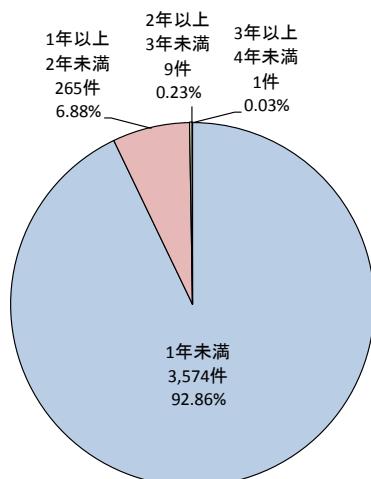
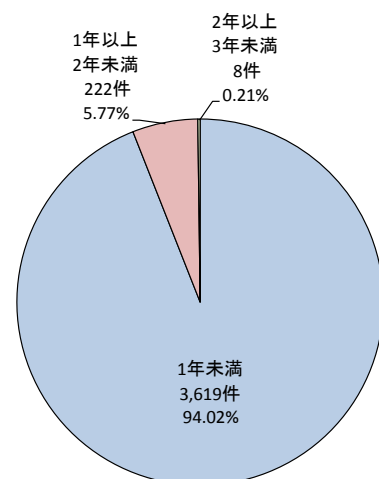


図3-15 予告登録日から審決確定日までの期間の分布



3. 審決確定日から商標権の権利満了日までの期間

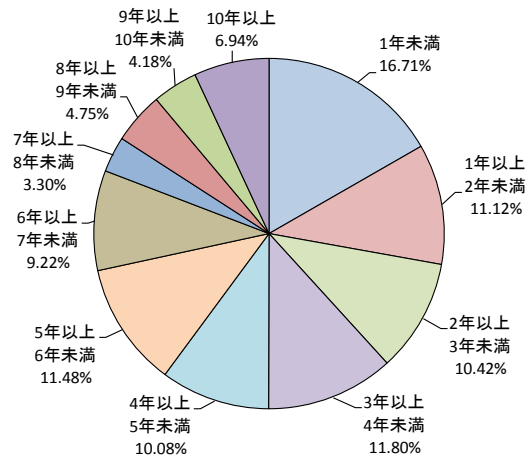
請求により取り消された商標について、審決確定日から商標権の権利満了日までの期間の分布を図 3-16 に示す。

本分析において、不使用取消審判の請求対象が全部取消であった商標権の権利満了日には、不使用取消審判が請求されなかった場合の存続期間満了日を使用しており、不使用取消審判の請求対象が一部取消であった商標権の権利満了日は、現時点での存続期間満了日を使用している。

審決確定日から商標権の権利満了日までの期間が 10 年以上となっているものが 267 件(6.94%)あるが、これは一部取消等の請求により指定商品・役務の一部が取り消された後に更新手続きが行われたものと考えられる。

審決確定日から商標権の権利満了日までの期間が 10 年未満の中では、1 年未満のものが 643 件(16.71%)と最も多く、次いで 3 年以上 4 年未満のものが 454 件(11.80%)、5 年以上 6 年未満のものが 442 件(11.48%)と続いている。

図 3-16 審決確定日から取り消された商標の商標権の権利満了日までの期間の分布

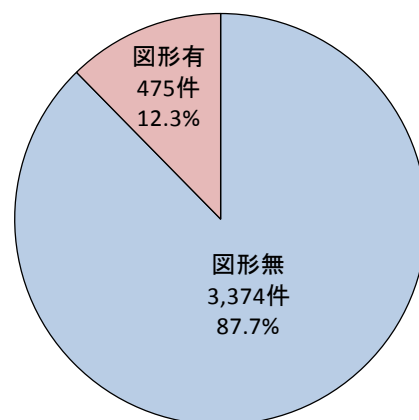


4. 商標の態様

請求により取り消された商標の態様について、図形要素を有しているか否かの割合を、図 3-17 に示す。

図形要素を持たない商標が 3,374 件(87.7%)であり、図形要素を有する商標は、475 件(12.3%)となっており、ほとんどが図形要素を持たない商標となっていることが分かる。

図 3-17 商標の態様（図形要素の有無）の割合



5. 業種別の割合

請求が成立した不使用取消審判において取り消された商品及び役務の区分の状況をもとに業種別の割合について分析を行った。

業種として、「化学」、「機械」、「食品」、「雑貨繊維」、「産業役務」、「一般役務」の各審査分野を採り上げることとした。

日本分類、国際分類で分類されたものについて分野ごとに集計を行った結果を表 3-18 に示す。

表 3-18 不使用取消審判の対象となった商標の審査分野別の割合

分野	全部取消	一部取消	合計
化学	231	402	633
機械	376	1,199	1,575
食品	226	378	604
繊維雑貨	547	779	1,326
産業役務	84	109	193
一般役務	101	226	327
合計	1,565	3,093	4,658

審査分野別の対象区分数では、機械分野が最も多く 1,575 件、次いで雑貨繊維分野が 1,326 件となっており、この 2 分野が突出して多いことが分かる。

次いで、化学分野が 633 件、食品分野が 604 件と続き、産業役務分野、一般役務分野が対象となっている不使用取消審判の件数は、他の分野と比較して少ないことが分かる。

機械分野の不使用取消審判の対象区分数が多く、また一部取消の割合が他の分野よりも多い理由としては、機械の分野は、比較的商品の種類が多く、そのため権利範囲が広くなっているものが散見されることが一因と推察される。

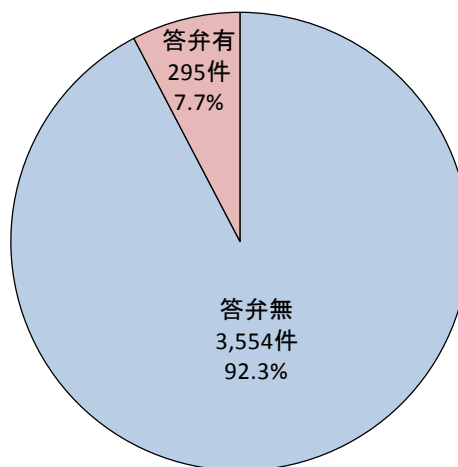
次に対象区分数が多い雑貨繊維分野においても同様の理由があるものと考えられる。

6. 被請求人の答弁の有無

請求が成立した不使用取消審判において、被請求人が答弁を行っているかどうかの割合を、図 3-19 に示す。

被請求人が答弁を行った不使用取消審判が 295 件(7.7%)であり、答弁を行わなかった不使用取消審判は 3,554 件(92.3%)となっており、ほとんどが答弁を行うことなく不使用取消審判の請求が成立していることが分かる。

図 3-19 被請求人の答弁の有無の割合



第4章 企業の商標出願・管理戦略と不使用商標

「化学」、「機械」、「食品」、「雑貨繊維」、「産業役務」、「一般役務」の審査分野における出願上位各10社の中から5社ずつ選定し、合計30社を対象としてヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査対象企業の選定にあたっては、各審査分野において事業分野に偏りのないよう考慮して選定するようにし、5社に足りない部分については、データ分析で特徴的な傾向を示す企業を優先して選定するようにした。

今回の企業の商標出願・管理戦略と不使用商標に関するヒアリングを通じて、企業において商標の出願は全て目的があって行われているものであることが明確になった。その目的としては、その商標を使用する予定があるもの、将来的に使用する見込みがあるもの、他社からの防衛を目的とするもの、が挙げられる。いずれにしても、コストを掛けて出願・登録を行うだけの理由あるいは目的があるということである。

そして、ヒアリングの結果、出願・登録した商標が不使用商標となる要因としては、大半が商品・役務のライフサイクルの問題であることが分かった。また、商品・役務の販売・提供方針の変更や、もともと防衛目的で取得した商標が不使用商標となっているようである。防衛目的の場合は、他の2つのケースとは性格を異にするが、不使用商標の発生要因の1つであることは間違いないと思われる。

1. 商品・役務のライフサイクルとの関係

今回のヒアリング調査を通じて、不使用商標が発生する要因について調査を行った結果、大半の回答は、商品・役務のライフサイクルによるものというものであった。そのため、ライフサイクルの短い商品を多く取扱っている企業では、その他の企業と比較して不使用商標の割合が高くなっている傾向が見受けられた。これらの不使用商標に対しては、全企業が、積極的に放棄することはせず、次回の更新時まで放置するという対応を行っていることも分かった。これは、積極的な放棄を行うことにメリットが見いだせないことが主たる原因であり、企業の論理から考えると当然の対応であると考えられる。

更新対象となる商標の更新の要否は、知財担当部署から更新対象の商標リストを事業部へ回付し、事業部で更新の要否を判断している企業がほとんどであるが、事業部に判断を任せると使用していない商標も更新が必要という判断となることのあるとの意見があった。

このようなケースも不使用商標が発生する要因であり、商標の使用状況や将来の使用見込みが把握できていないことに起因するものと考えられる。

商標の更新は、使用していない商標権を放棄するチャンスであり、商標の使用状況を把握し、正確な更新を行うことが不使用商標の削減にも繋がると考えられる。

ある企業からは、「不使用商標が全て悪いとは捉えておらず、どのような経過をたどって、現在に至っているかが重要である。例えばライフサイクルが終わって現在使われていない商標であっても、一度使ったのだから別に悪いとも思わず、与えられた権利を保持しているだけである。」という意見があった。

2. 商品・役務の販売・提供方針の変更

次の要因として考えられる商品・役務の販売・提供方針の変更であるが、それほど、多くの割合を占めているものではない。商品・役務の販売・提供方針が変更になる場合としては、販売や提供を開始したが、計画よりも売上げが思わしくなく販売や提供が中止となるといった場合や、企画段階において営業方針の変更や経営判断により、企画そのものが中止となるような場合がある。

ある意味、商品・役務のライフサイクルの特殊な形態と言えるものであり、このケースについても、これらの不使用商標に対しては、全企業が、積極的に放棄することはせず、次の更新時まで放置するという対応を行っていることも分かった。

また、商品・役務の販売・提供方針の変更とは相違するが、ネーミング候補として作成された複数の商標が、絞り込むだけの時間がない、あるいは1つに絞り込むことができないといった理由ですべて出願される場合があり、これらが登録された後に実際に使用する商標として選択されなかった商標は不使用商標となってしまう。

その他に、商品・サービスの事業展開とは直接関係なく、良いと思われるネーミング（語感が良い、イメージが良いなど）を創作した時点で、その都度出願している企業もあり、この場合は使い始める時期も明確でないため、使い始めるまでは不使用商標を保有している形となっている。

登録査定時に実際に使用する商標が決定している場合には、登録料を納付しないなどの対応をとることで不使用商標の発生を防ぐことは可能であり、実際にそのような対応を行っている企業もあった。

これらの使用されていない商標を有効活用するために、ネーミング候補を作成する段階で、使用されていない商標から候補案を選定するという手順をルール化している企業も存在した。このような手段を講じることで、使用されていない商標が使用されるようになり、結果的に不使用商標の削減に繋がるものと考えられる。

3. 防衛目的の出願・登録

最後の要因である、他社からの防衛を目的とするものについては、企業としては不使用商標となってしまうことも承知の上で出願しているものであるが、権利取得することに意味があるものであり、通常的不使用商標とは意味合いの違うものとなっているようである。

防衛目的の出願・登録には、2種類の形態が存在する。1つ目は、主として使用する商品・役務が属する区分以外の区分に出願・登録する場合である。この場合には、出願・登録する区分において広く権利を取得するために商品・役務も数多く指定することになる。2つ目は、主として使用する商品・役務に加えて関連する商品・役務を指定する場合である。

このような防衛目的の商標について、ある企業からは、「不使用商標であることは事実であるため、不使用取消審判などの請求があった場合には取消となることも仕方がない。」という意見もあった。

商標の出願前の先行調査で類似する他社の先行商標を発見した場合には、事業部に商標の変更を依頼するという対応が一般的であり、出願後に4条1項11号の拒絶理由通知（先願に係る他人の登録商標）を受領した場合には、意見書を提出し、商標もしくは商品・役

務の非類似を主張するという対応をとるとした企業がほとんどであった。

事業部の要望などにより商標の変更が困難な場合や、意見書などで拒絶理由の解消が困難な場合には、譲渡交渉や使用許諾の交渉を行うという対応が、ほとんどの企業の回答であった。一方、不使用取消審判の請求は、積極的に行わないとする企業がほとんどであり、譲渡交渉や使用許諾の交渉ができない場合の対応として選択するようである。

積極的に不使用取消審判の請求を行わない理由としては、請求前にその商標が不使用であるかどうかの確認が困難であることや不使用取消審判を請求しても結論が出るまでに時間がかかるといったものがあつた。企業としては、できるだけ早く、確実に商標を使用できるようにすることが目的となるため、譲渡交渉や使用許諾の交渉という対応が優先的に選択されることになると思われる。また、同業界における関係の悪化を避けたいとする理由も不使用取消審判の請求があまり行われな理由の1つである。

しかしながら、一方で不使用取消審判の請求費用の引き下げや審判期間の短縮などが行われれば、不使用取消審判の利用が増えるとの意見もあつた。

今回のヒアリング調査を行った企業の中に、自社の保有する商標をデータベース化し、その使用状況までを管理している企業があつたが、知財担当部署での管理のみを目的とするのではなく、各事業部にも情報公開を行い、使用されていない商標の有効活用を実践している実例であり、この方法を推奨することで効率のよい商標管理を行うことができる可能性があると思われる。

また、他の企業では、同様のデータベースを子会社や関連会社までを含めたグループ内の商標の管理にまで拡張させる予定であるとのことであつた。

このように自社の保有する商標をデータベースなどの手段を用いてしっかりと管理することで、自社の商標に関する商品・役務のライフサイクルを把握することができ、登録料の分割納付なども効果的に活用できるようになり、結果的にコストを削減することが可能となったという企業も存在した。

第5章 倒産企業が名目上の権利者となっている商標の登録状況

第5章では、2006年に倒産した企業の状況及びそれらの企業が保有する商標権の状況について調査・分析を行った。

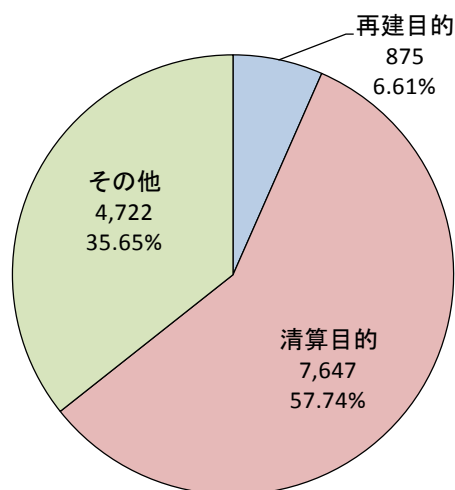
第1節 2006年の倒産企業

2006年の倒産企業数は13,244社となっており、その内訳は、再建目的のものが875社、清算目的のものが7,647社、その他が4,722社となっている。

なお、倒産タイプが清算目的のものについては、通常清算は含んでおらず、破産及び特別清算を対象としている。

倒産タイプ別の倒産企業数の割合を図5-1に示す。

図5-1 倒産タイプ別の倒産企業数の割合



倒産タイプの内訳

倒産タイプ	倒産の形態
再建目的	民事再生法
	会社更生法
	私的整理
清算目的	破産
	特別清算
その他	取引停止処分

1. 倒産企業の企業数の状況

2006年の倒産企業の企業数を倒産タイプ別に資本金及び業種別に集計を行った。倒産企業全体の倒産企業数の資本金及び分野別のクロス集計表を表5-2に示す。

表5-2 倒産企業全体の倒産企業数の資本金及び分野別のクロス集計表

分野	資本金ランク							総計
	不明	～1000万	1000万～5000万	5000万～1億	1億～10億	10億～100億	100億以上	
化学	2	4	9	5	2	1	0	23
機械	40	214	253	21	23	4	0	555
食品	18	114	152	11	5	0	0	300
雑貨繊維	44	330	389	23	12	0	0	798
産業役務	754	4,099	4,146	279	82	7	5	9,372
一般役務	270	1,056	713	86	67	4	0	2,196
合計	1,128	5,817	5,662	425	191	16	5	13,244

第2節 清算目的の倒産企業の登録商標の保有状況

2006年の倒産企業のうち、倒産タイプが清算目的である7,647社に対して、登録商標の保有状況の調査を行った。

2006年の倒産企業が保有している商標権が他者に及ぼす影響を調査するというのが目的であるため、調査対象となる商標は、権利満了日が2005年1月1日以降のもの、および現時点で権利存続しているものを対象とした。

これは、2006年以降に4条1項11号及び4条1項13号の拒絶理由の引例となる可能性のある2006年の倒産企業が保有している商標権を調査対象とするためである。

倒産タイプが清算目的である7,647社の倒産企業のうち、調査対象となる商標権を保有していた企業数は169社であり、その商標権数の総数は595件であった。

倒産タイプが清算目的である企業について、調査対象となる商標権を保有していた企業数の全体に対する割合を表5-3に示す。

倒産タイプが清算目的の倒産企業の平均1社当たりの商標権保有数を表5-4に示す。

表5-3 調査対象となる商標権を保有していた企業数の全体に占める割合
(倒産タイプが清算目的のもの)

分野	調査対象となる商標権を保有する企業数	2006年の倒産企業数	調査対象となる商標権を保有する企業数の割合(%)
化学	2	10	20.00%
機械	12	291	4.12%
食品	20	168	11.90%
雑貨繊維	22	436	5.05%
産業役務	78	5,135	1.52%
一般役務	35	1,607	2.18%
合計	169	7,647	2.21%

倒産タイプが清算目的の倒産企業において、商標を保有している企業数の割合は、化学分野が20.00%と最も多く、次いで食品分野の11.90%、雑貨繊維分野の5.05%、機械分野の4.12%、一般役務分野の2.18%、産業役務分野の1.52%となっており、調査対象の企業においては、役務分野よりも商品分野の企業の方がより商標権を保有している割合が高いという結果となった。

表5-4 倒産企業の平均1社当たりの商標権保有数
(倒産タイプが清算目的のもの)

分野	調査対象となる商標権数	2006年の倒産企業数	1社当たりの平均商標権保有数
化学	3	10	0.30
機械	63	291	0.22
食品	79	168	0.47
雑貨繊維	57	436	0.13
産業役務	295	5,135	0.06
一般役務	98	1,607	0.06
合計	595	7,647	0.08

倒産タイプが清算目的の倒産企業の平均1社当たりの商標権保有数は、食品分野の0.47件が最も多く、次いで化学分野の0.30件、機械分野の0.22件、雑貨繊維分野の0.13件、産業役務分野、一般役務分野の0.06件となっている。

第3節 清算目的の倒産企業の商標権の状況

倒産タイプが清算目的である倒産企業が保有している商標権の状況について調査を行った。調査は、第2節に記述した169社の倒産企業が保有する595件の商標について行うこととした。

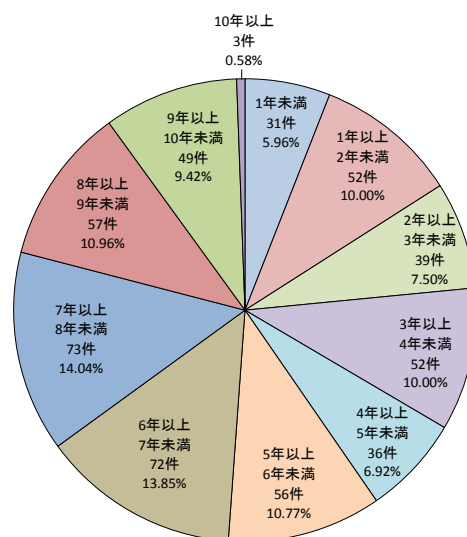
「倒産日」については、「破産」の場合は商業登記簿に記載されている破産手続き開始日を使用し、「特別清算」の場合は商業登記簿に記載されている特別清算開始日を使用した。

1. 企業の倒産日から商標権の権利満了日までの期間

商業登記簿に倒産日が記載されており、商標権の権利満了日が企業の倒産日以降となっているものを対象として調査を行った。企業の倒産日から商標権の権利満了日までの期間の分布状況を図5-5に示す。

企業の倒産日から商標権の権利満了日までの期間では、7年以上8年未満のものが14.04%と最も大きな数値となっているが、ほぼ均等に分布している。

図5-5 企業の倒産日から商標権の権利満了日までの期間の分布状況



第4節 清算目的の倒産企業が不使用取消審判の被請求人となっている状況

2006年の倒産企業のうち、倒産タイプが清算目的のものである169社の企業が不使用取消審判の被請求人となっている状況について調査を行った。

対象となる不使用取消審判は、第3章で調査を行った2006年1月1日から2008年12月31日までの不使用取消審判のデータとした。

調査の結果、清算目的の倒産企業が不使用取消審判の被請求人となっていることが確認できたものは2件存在した。

尚、どちらのケースも不使用取消審判の結果は、被請求人の答弁なしにより請求成立している。

第5節 2006年の倒産企業の商標権が新たな商標選択の幅を狭めている可能性

2006年の倒産企業のうち、倒産タイプが清算目的の倒産企業が保有している商標権の中で、2006年以降に4条1項11号及び4条1項13号の拒絶理由の引例となる可能性のある商標権数（区分数）と、2006年以降に4条1項11号及び4条1項13号の拒絶理由の引例となる可能性のある全商標権数（区分数）を分野別に集計したものを表5-6に示す。

表5-6 倒産企業が保有している商標権数と全商標権数の比較
(倒産タイプが清算目的のもの)

分野	調査対象となる商標権数(区分数)	登録商標権数(区分数)の総数	登録商標権数(区分数)全体に占める割合(%)
化学	40	444,664	0.009%
機械	190	818,463	0.023%
食品	173	522,880	0.033%
雑貨繊維	445	1,102,850	0.040%
産業役務	67	323,081	0.021%
一般役務	70	302,043	0.023%
合計	985	3,513,981	0.028%

調査対象となる商標件数の595件の区分数を総計すると985件となり、全登録商標件数の区分数を総計すると3,513,981件となった。

登録商標権数（区分数）全体に占める割合を見ると、最も大きなものでも雑貨繊維分野の0.040%であり、その他の分野においても食品分野の0.033%、機械分野の0.023%、一般役務分野の0.023%、産業役務分野の0.021%、化学分野においては0.009%と最も低い割合を示しており、全体の平均値を見ても0.028%という低い割合となっている。

この割合は、倒産タイプが清算目的の倒産企業が保有している商標権の全てが拒絶理由の対象となると仮定した場合の数値であり、実際には更に小さな割合となることが予想される。

次に、2006年の倒産企業が保有している商標が2006年1月1日から2008年12月31日に出願された商標の審査において4条1項11号あるいは4条1項13号の引例となった実績があるかどうかについて調査を行った。

本調査は、特許庁の庁内のシステム及びデータを用いて実施したものである。

2006年1月1日から2008年12月31日に出願された商標の出願件数および出願区分数、同期間に出願された商標で4条1項11号および4条1項13号の拒絶理由により拒絶査定となった商標の件数を表5-7に示す。

2006年1月1日から2008年12月31日に出願された商標の出願件数および出願区分数は、「特許行政年次報告書 2009年版」に記載されている数値を使用しており、同期間に出願された商標で4条1項11号および4条1項13号の拒絶理由により拒絶査定となった商標の件数は、トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社が保有している商標データベースを用いて調査を行った。

表 5-7 出願件数、出願区分数と 4 条 1 項 11 号、4 条 1 項 13 号の拒絶査定件数の推移

	2006年	2007年	2008年	合計
出願件数	135,777	143,221	119,185	398,183
出願区分数	197,862	202,023	169,743	569,628
4条1項11号、4条1項13号の 拒絶理由で拒絶査定となった商標数	9,701	8,540	3,460	21,701

(2009年12月28日調査)

倒産企業が保有する商標が拒絶査定の引例となり、拒絶査定となった出願数の結果を表 5-8 に示す。この表中の「拒絶査定となった商標全体に対する割合」とは、表 5-7 の 4 条 1 項 11 号、4 条 1 項 13 号の拒絶理由で拒絶査定となった商標数の合計である 21,701 件に対する割合を示すものである。

表 5-8 倒産企業が保有する商標が拒絶
査定の引例となり、拒絶査定とな
った出願数と拒絶査定となっ
た商標数全体に占める割合
(4 条 1 項 11 号、4 条 1 項 13 号)

倒産タイプ	拒絶された出願数	拒絶査定となった 商標全体に対する割合
再建目的	10	0.046%
清算目的	6	0.028%
その他	5	0.023%
合計	21	0.097%

倒産企業が保有する商標が拒絶査定の引例となり、拒絶査定となった出願数は 21 件検索された。これは、4 条 1 項 11 号、4 条 1 項 13 号の拒絶理由で拒絶査定となった商標数全体の件数である 21,701 件の 0.097% という低い割合である。また、これらを倒産タイプごとに見ると再建目的の倒産企業が保有する商標では 10 件 (0.046%)、清算目的の倒産企業が保有する商標では 6 件 (0.028%)、その他の倒産企業が保有する商標では 5 件 (0.023%) 検索された。

倒産企業が名目上の権利者となっている商標の中でも、問題として考えられるのは倒産タイプが清算目的の倒産企業が名目上の権利者となっている場合である。これは、当該引例となった商標権が清算目的の倒産企業のものであった場合、現存しない権利者が保有する商標権が、新たな商標選択に影響を与え、その選択の幅を狭めている可能性があると考えられるからである。

また、4 条 1 項 11 号の拒絶理由への対応策の 1 つとして考えられる不使用取消審判の請求に関しても、当該引用商標の商標権者が清算目的の倒産企業であって、清算手続きが完了した後に不使用取消審判の被請求人が存在しないという状況となり、特許庁による追跡調査によっても送達ができず、不使用取消審判に係る手続きが進まなくなる場合があるということが問題点として考えられる。

しかしながら、実績として倒産タイプが清算目的である倒産企業が保有する商標が拒絶理由通知において引用され、拒絶査定となった件数は 6 件であり、4 条 1 項 11 号、4 条 1 項 13 号の拒絶理由で拒絶査定となった商標数全体の 0.028% という低い割合となっている。また、このケースにおいて不使用取消審判を請求した際に、清算目的の倒産企業の清算手続きが完了しており、不使用取消審判の請求に支障をきたす場合に該当する可能性は、更に低くなるものと考えられる。

第6章 総合分析

本調査では、不使用商標の発生要因及び発生プロセス、不使用商標が企業の商標出願・管理戦略に及ぼす影響について、その事例を収集し、分析を行った。

第1節 不使用商標の発生要因とその実態

「出願上位企業の商標と出願・管理戦略」及び「企業の商標出願・管理戦略と不使用商標」の調査を通じて、不使用商標の発生要因は、出願－登録－更新という各プロセスにおいて存在することが明確となった。

1. 出願時における不使用商標の発生要因

①商標の決定から出願を行う流れの中で発生する場合

企業において、商標の決定から出願するまでの流れは、次のようなものである。各事業部においてネーミング候補を作成し、知財担当部署に調査・検討依頼が行われ、知財担当部署において商標としての登録要件のチェックや先行商標の調査が実施される。商標の出願は、これらのチェックを経て事業部で作成されたネーミング候補の中から絞り込まれた1商標について出願を行うことが一般的であったが、スケジュールの関係で絞り込む時間がない場合や、候補案を迷って絞り込めなかった場合には、複数の候補案を出願するという場合がある。これらが登録された後に実際に使用する商標として選択されなかった登録商標は不使用商標となる。

一方、商品・役務の事業展開とは直接関係なく、良いと思われるネーミング（イメージが良い、語感が良いなど）を創作した時点で、その都度出願している企業もあり、この場合は使用開始時期も明確でないため、使用開始までは不使用商標として存在することになる。

これらは、どちらも結果として不使用商標となることは同じであるが、前者は、使用する商標が決定した時点で他の商標が使用される可能性は極めて低くなるのに対し、後者は、機会があればすぐにでも使用可能となる商標としてストックしている状態であり、使用される可能性が高い商標である。

②商品・役務の指定の方法によって発生する場合

本調査における企業ヒアリングでは、出願時の商品・役務の指定方法は、各分野において様々であり、化学分野、食品分野、雑貨繊維分野では比較的、商品・役務を限定して指定する傾向がある一方、機械分野、産業役務分野、一般役務分野においては商品・役務を幅広く指定する傾向があることが確認された。

また、企業ヒアリング調査より、全ての分野において、主となる商品・役務に加えて、その業種において取扱うことが一般的であるような商品・役務を指定する場合があるが、これは競合他社からの防衛を目的とすることが多いことが確認された。また、企業ブランドや重要な商標に関しては、自己の事業分野を超えて他分野の区分にまで出願・登録を行っており、これも他社からの防衛を目的とするものであることが確認された。

2. 登録後における不使用商標の発生要因

①商品・役務のライフサイクルが発生要因となる場合

商品・役務のライフサイクルが不使用商標の発生要因となる場合とは、商標権の権利存続期間中に、その商標に係る商品の販売又は役務の提供が終了してしまい、商標権の存続期間を残存した状態で当該商標の使用が中止され、不使用商標となる場合である。これらの不使用商標に対しては、ヒアリング調査対象の全企業が積極的に放棄することはせず、次の更新時まで放置するという対応を行っていることが分かった。これは、積極的な放棄を行うことにメリットが見いだせないことが主たる理由とのことである。

②商品の販売又は役務の提供方針の変更が発生要因となる場合

商品の販売又は役務の提供方針の変更が不使用商標の発生要因となる場合については、登録後における不使用商標の発生要因の中で、それほど多くの割合を占めているものではないようである。商品の販売又は役務の提供方針が変更になる場合としては、販売等を開始したが、計画よりも売上げが思わしくなく販売等が中止となるような場合や、企画段階において営業方針の変更や経営判断により、企画そのものが中止となるような場合がある。このケースについても、これらの不使用商標に対しては、ヒアリング調査対象の全企業が積極的に放棄することはせず、次の更新時まで放置するという対応を採っているとのことであった。

③外的要因が発生要因となる場合

上記の①商品・役務のライフサイクルによる場合、②商品の販売又は役務の提供方針の変更による場合以外にも、特に医療用医薬品に関する商標については、外的要因により不使用商標が発生するといった場合が存在することが明らかとなった。

医療用医薬品については、厚生労働省が医薬品の名称類似性により生じる製品取り違え防止の手段として、医薬品の名称類似性を客観的に評価することになっている。そのため、新たな医療用医薬品の名称が、既に承認された医薬品名と類似すると判断された場合には、厚生労働省では承認されないことになる。

つまり、新たな医療用医薬品の名称が商標として既に登録されているような場合でも、厚生労働省での承認が得られない限り、医療用医薬品での使用は出来ないということになり、その結果として不使用商標となる場合がある。

なお、登録後における不使用商標の発生要因に関連して、商標の再利用について企業にヒアリングしたところ、①、②の場合は、過去に実際に使用された、あるいは特定の企画において使用される予定で出願・登録されたものであるために、他の企画における商品・役務のネーミング候補として再利用することは困難であるとの回答があった。同様に、③の場合についても、特定の医薬品に係る商標として使用予定であったものを、別の医薬品に再利用する可能性は低いものと思われる。

また、ヒアリング調査において、不使用状態となった商標について、更新時に要否判断が適切に行われていないために、さらに10年間の不使用状態を継続させる結果となっているものがあることが分かった。

3. 不使用商標の実態

本調査では、2008年の出願上位企業60社の保有する出願・登録商標からサンプルを抽出し、その抽出された商標についてインターネットによる使用確認調査を行った。インターネット検索で全く使用が確認できなかった出願・登録商標の割合は、化学分野で72.0%、機械分野で54.6%、食品分野で65.3%、雑貨繊維分野で53.6%、産業役務分野で47.7%、一般役務分野で49.7%であり、平均すると57.2%となった。

一方、インターネットによる使用確認調査の結果について、全く使用が確認できなかったものだけではなく、1又は2以上の類似群コードについて使用が確認できたものの使用されていない類似群コードの存在が確認できた場合も含めると、化学分野で96.2%、機械分野で92.5%、食品分野で87.1%、雑貨繊維分野で84.9%、産業役務分野で81.5%、一般役務分野で85.1%であり、平均すると87.9%となった。これは、全く使用が確認できなかった商標に、出願・登録時に指定されている商品・役務の中に、使用されていない商品・役務を含んでいる商標を加えた割合であり、指定商品・役務の一部について使用されていないものが、高い割合となった。

他のアンケート調査などの不使用商標に関する結果が、この割合よりも少ない数値となっている原因としては、全く使用されていない商標についての調査であったためである。

また、本調査の企業ヒアリングを通じて、不使用商標の中には、次の2種類の商標が存在することが明らかとなった。

- ・ライフサイクルが終了したものや、今後使用する予定のない不必要な商標
- ・現在使用はしていないが、将来に使用する見込みがある商標や企業の保有するブランドを守るための防衛目的で保有している必要な商標

将来的に使用予定のある商標や防衛目的で出願される商標は、企業のブランド戦略上、または、商標の希釈化防止のため、企業にとって必要な商標として捉えられているケースが多いことが確認された。

第2節 不使用商標が企業の出願戦略に及ぼす影響

「企業の商標出願・管理戦略と不使用商標」の調査の企業ヒアリングを通じて、企業は出願前の調査において、類似する他社の先行商標が発見された場合には、まずは事業部に商標の変更を依頼するのが一般的であり、事業部からの要望により商標の変更が困難な場合には、譲渡や使用許諾の交渉を行っているが、金額面などでうまくいかない場合が多いことが分かった。

不使用取消審判制度は、あまり利用されていないとの結果が企業ヒアリング調査から明らかになった。その理由としては、被請求人の商標が不使用か否かを確実に調査する方法がないことや、審決が確定するまでに時間がかかり過ぎる、同業界の競合他社との関係を悪化させたくないといった理由が挙げられた。

また、不使用取消審判の請求費用に関しては、あまり低額になると乱発されるおそれがあることや、代理人費用と請求料を合わせると譲渡・使用許諾の相場と比較しても同程度となるという理由から、現行の費用を妥当である、あるいは高いとは感じていないというものがヒアリング対象となった企業の半数以上の意見であった。

第3節 倒産企業が名目上の権利者となっている問題

倒産企業が名目上の権利者となっている登録商標の中でも、問題として指摘されているのは倒産タイプが清算目的の場合である。この場合、現存しない権利者が保有する商標権が、第三者による新たな商標選択の幅を狭めている可能性があるとの指摘がある。そこで、2006年単年の倒産企業をサンプルとして「倒産企業が名目上の権利者となっている商標の登録状況」の調査を行った。

1. 登録商標件数全体に占める倒産企業が保有する登録商標件数の割合

2006年の倒産企業のうち、倒産タイプが清算目的の倒産企業が保有している商標権の中で、2006年以降に4条1項11号及び4条1項13号の拒絶理由の引例となる可能性のある登録商標の件数は595件で、その登録商標件数を区分数にすると985区分である。また、2006年以降の全登録商標件数の区分数を総計すると3,513,981区分で、登録商標件数（区分数）全体に占める倒産タイプが清算目的である倒産企業の保有する登録商標件数（区分数）の割合を見ると、0.028%という低い割合である。

2. 倒産企業が保有する登録商標が引例となり、拒絶査定となった出願件数

2006年1月1日から2008年12月31日出願した商標で、倒産企業が保有する商標が引例とされて、拒絶査定となった出願の件数は21件検索された。これは、4条1項11号、4条1項13号の拒絶理由で拒絶査定となった全体的出願件数である21,701件のうちの0.097%という低い割合である。このうち、清算目的の倒産企業が保有する商標が引例となった出願は6件（0.028%）検索された。

第4節 特許庁における不使用商標対策の取り組み

不使用商標対策に関する特許庁の取り組みについては、以下のようなものが挙げられる。

1. 平成9年施行の商標法条約に対応した商標法の改正

本改正において、登録料の分割納付制度が導入された。これは、登録料を前後半に分けて納付することを可能とすることで、ライフサイクルの短い製品に使用する商標や、1つの商品・役務のために登録された複数の商標のうち、結果的に使用されなかった商標について、後半分の登録料納付時を契機として商標権維持の要否の確認をする機会を設け、不使用商標の発生を未然に防止することを目的としたものである。

2. 審査期間の短縮

審査期間の短縮（経済産業省HP「政策評価」の「実施庁の実績評価」に2009年3月の平均審査のファーストアクション期間は6.4カ月と報告されている。）により、企業が商標を使用開始する時期と商標の登録される時期の間に大きな時間差がなくなっている。また、早期審査制度を活用することにより、より短い期間での権利を取得することも可能である。

これにより、予備としての登録商標である、いわゆるストック商標を保有する必要性が低下してきており、不使用商標の減少に貢献しているものと考えられる。

3. 商標法第3条柱書の審査の運用厳格化

平成19年4月から不使用商標の対策として、商標法第3条柱書の審査の運用が厳格化された。

本調査の企業ヒアリングで、ほとんどの企業では、指定商品・役務の範囲については、出願に係る商標の使用に疑義のない範囲内に限定して出願するようになっており、必要に応じて使用証明を提出する対応をとっていることが確認できた。また、この対応について「困っている」や「不便である」といった不満はなかった。

これらのことから、商標法第3条柱書の審査の運用厳格化に関しては、不使用商標の削減に絶大な効果を発揮しているものと思われる。

第5節 提案

1. 商標の円滑な取得のために

① 余裕を持たせた事業全体のスケジュール作成

本調査を通じて、ほとんどの企業において商標の使用を開始する時期は、出願から登録までの間であることが明らかになった。

商標が登録される前に使用を開始する理由としては、商品企画の段階でネーミングが決定してから使用開始までの期間が、出願から登録までの期間と比較すると十分に設けられていないことが考えられる。商標の登録前に使用を開始することは、商標登録が得られない場合や他人の商標権を侵害するリスクを負う場合がある。これらのリスクを回避するためには、まず、事業全体のスケジュールに余裕を持たせ、商標の登録後に使用を開始することが望ましい。しかしながら、どうしてもスケジュールに余裕を持つことができない場合には、出願前に十分な先願・先登録商標の調査を行い、リスクを回避する対応が必要と考えられる。

② 早期審査制度の活用

出願された商標の早期権利化の手段として早期審査制度を利用する方法がある。

この早期審査制度を有効に利用することで、事業全体のスケジュールに余裕を持つことができないような場合でも、商標の早期権利化を図ることが可能になると考えられる。また、商標の早期権利化により、他人の商標権を侵害するリスクを低減することも可能になる。

2. 企業において対応可能な不使用商標削減対策

① 出願時における指定商品・役務の適切な指定

本調査を通じて、不使用商標が発生する要因の1つとして、商標の出願時に使用する予定のない商品・役務が含まれていることが挙げられる。

これは、同じ出願を行うならば同じ費用の中でできるだけ幅広く権利を確保したい、競合他社からの防衛目的のために権利を確保したいという理由からと考えられる。

このようなケースでは、使用する予定のない商品・役務が指定されていることになり、結果として、必要以上に他人の新規商標の選択の幅を狭めていることになる。

出願の際に、権利化を図る必要がある商品・役務は何なのかを検討し、商品・役務の記載が不明である場合には、出願する前に、弁理士や特許庁に相談を行うことで、目的とする権利を適切に取得することが可能となるとともに、不使用商標の発生を未然に防ぐことができると考えられる。

②適切な更新の要否判断

本調査では、不使用商標は更新時期の到来まで放置され、更新手続がなされないことによって、その権利が消滅するというプロセスを辿っていることが明らかになった。

しかしながら、更新時期を迎える商標の使用状況やその後の使用見込みなどが把握されておらず、適切な更新の要否が判断されないまま更新された場合には、更に 10 年間という長期間に亘って不使用商標が存在する状況を生み出すことになる。

商標自体は使用していても、使用しなくなった区分がある場合には、指定商品・役務の区分を減じて更新をすることにより、不要な更新費用の削減及び不使用商標の削減に繋がるものと考えられるため、更新手続の際には使用する区分と使用しない区分の見極めを行うことが望ましい。特に、書換が行われた結果、多数の区分を包含することとなった商標権については、更新時の見極めによる不使用商標の削減、商標権維持コストの削減が期待される。

③分割納付制度の有効活用

本調査を通じて、不使用商標が発生する大きな要因として、商品・役務のライフサイクルによるものが挙げられた。

これは、商品・役務のライフサイクルが終了した時点で、その商品・役務に使用していた商標はその後不使用状態となり、その商標権の存続期間満了日までは不使用商標として存在するというものである。特に、ライフサイクルの短い商品・役務に使用している商標では、このような状況になる傾向が多く見受けられることが明らかになった。

ライフサイクルが短い商品・役務に使用する商標については、登録料の分割納付制度などを有効に活用することで、商標の不使用状態となっている期間を短縮することが可能となるとともに、自社の商標の維持・管理に関するコストを削減することが可能となると考えられる。

さらに、更新のタイミングでは使用していないが、将来的に使用可能性があるので更新しておきたい場合には、分割納付制度を積極的に利用することで、管理コストと不使用商標の削減に繋がる可能性もある。

④自社商標の管理方法の改善

企業において対応可能な不使用商標削減の対策の 1 つとして、自社商標の管理方法の改善が考えられる。

今回提案を行う自社商標の管理方法は、知財担当部署を中心として、商品開発を担当する事業部やマーケティング部、必要に応じて子会社、関連会社、代理人として手続を依頼している特許事務所などをネットワークで接続して情報共有を行うことのできる管理システムを活用するものである。

このようなシステムを利用し、各担当部署において、適宜、情報の更新が行われる環境を構築することで、商標の使用状況などの情報を正確に管理することが可能となり、また、これらの情報を共有化することで、知財担当部署だけでなく、社内のいずれの部署の担当者も自社の保有する商標の状況を随時、確認することが可能となる。

このような方法で商標の管理を行うことで、商標の使用状況の把握、更新の要否、自社の商品・役務のライフサイクルの把握、ひいては登録料の分割納付制度の有効活用に繋がるものと考えられる。

さらに、ヒアリング調査を通じて、商品の企画段階において、ネーミング案を作成する場合に、結果として使用していない状態にある登録商標を候補として取り扱うことをルール化している企業が存在した。その企業では、知財担当部署から事業部に対して、結果として使用していない状態にある登録商標の情報提供を行い、事業部では新商品のイメージにあったネーミング案を、その中から選択するようしており、適当な候補が見つからなかった場合には新規のネーミング案を作成するといった流れで作業を行っていた。

同様に、更新時の要否判断、分割納付制度の利用判断、他社から譲渡交渉やライセンス交渉を受けた場合の対応方法などの商標管理方法をルール化し、データベースとあわせて活用することで、さらに効果的に商標管理を行うことが可能となり、商標の管理・維持に係るコストやワークロードの削減に繋がることが期待できるのみならず、結果的に不使用商標の削減に繋がるものと考えられる。

⑤社内関連部署への商標に関する知識の普及

本調査の企業ヒアリングを通じて、商品開発プロジェクトの開発計画の中に商標の出願に関する期間が十分に用意されていないために、ネーミング候補の絞り込みが間に合わず、とりあえずの候補とされた複数の商標が出願される場合があり、これが選択されない結果として不使用商標になることが明らかになった。

これは、商品企画を実施している事業部などの社内関連部署における商標に対する知識の不十分さが原因の1つであると考えられ、知財担当部署から事業部などの関連部署に対して商標に対する知識（商標の役割、重要性など）を普及することで、ネーミング案の選定、出願前の事前調査などを含めた商標の出願・登録までの手順やそれに必要となる期間を理解してもらい、十分に余裕を持ったスケジュールの立案が期待できる。

ネーミング候補の絞り込みや事前調査などの作業が、十分に余裕を持って実施されるようになれば、使用予定の商標が適切に選択され、出願されることになる。結果として不必要な商標の出願がなくなり、不使用商標の減少が期待できる。

また、複数の商標を出願した場合においても、登録査定時に使用する商標が決定している場合には、使用しない商標については登録料を納付しないなどの対応をとることで、不使用商標の発生を防ぐことも可能である。